

幼児教育・保育の無償化について

こども部 保育運営課

○「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）」の主な内容

(1) 実施時期

2019年10月1日から実施

(2) 保育の必要性の認定

幼稚園の預かり保育，認可外保育施設等の利用における保育の必要性の認定については，現行の2号認定のほか，2号認定の基準と同等の内容で，新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を子ども・子育て支援法上に設け，いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

(3) 無償化の開始年齢

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象。
ただし，幼稚園については，満3歳になった日から無償化の対象とする（認定こども園の1号子どもも同じ。）。

(4) 食材料費の取扱い

- ・食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
副食費については、低所得者世帯等の免除を継続し、免除対象者の拡充（年収360万円未満相当の世帯）を図る。

(5) 財源

- ・負担割合・・・国1／2，都道府県1／4，市町村1／4。
公立施設は市町村等10／10
- ・初年度に要する費用については全額国費による負担とする。

(6) 支払方法

新制度の施設・・・現物給付

旧制度の幼稚園・・・償還払いか現物給付かを市町村が実情に応じて判断できるようにする。

幼稚園の預かり保育，認可外保育施設等・・・償還払いを基本としつつ，市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。

※ 今後，国会での子ども・子育て支援法等の改正法案の審議を注視しつつ，市の方針を決定し，事業者への説明，保護者（利用者）への周知を行う。